

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、シティユーワ法律事務所（以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

商業秘密保護規定

（国家市場監督管理総局令第126号として2026年2月24日公布、同年6月1日施行）

第1条 商業秘密保護を強化し、公正な競争に係る市場秩序を維持保護するため、「中華人民共和国不正競争防止法」（以下、不正競争防止法という。）に基づき、本規定を制定する。

第2条 事業者は、商業秘密を入手、開示若しくは使用し、又はその使用を他人に許可する場合には、自由意思、平等、公平及び信義誠実の原則に則り、法律・法規・規則及び商業道徳を遵守し、市場競争に公正に参加しなければならない。

本規定において「事業者」とは、商品の生産若しくは経営又はサービス（以下にいう「商品」には「サービス」を含む。）の提供に従事する自然人、法人及び非法人組織をいう。

第3条 国家市場監督管理総局は、全国の商業秘密行政保護業務を組織及び指導することに責任を負う。

県級以上の地方市場監督管理部門は、当該行政区内の商業秘密行政保護業務に責任を負う。

技術秘密事件については、一般に、区を設置した市級以上の市場監督管理部門が管轄し、業務の必要に応じて、国家市場監督管理総局の同意を経た場合には、相応の法執行能力を有する県級市場監督管理部門が管轄することもできる。

第4条 市場監督管理部門は、周知・解説の展開、専門研修の組織等の方式を通じて、事業者が商業秘密保護制度を確立して健全化し、商業秘密保護に係る意識及び能力を強化し、商業秘密保護水準の全体的な引上げを推し進めるよう指導しなければならない。

事業者が商業秘密保護管理体制を確立して健全化し、自身の業界の特徴、技術的な要求、競争優位性等に基づき、有効な措置を積極的に講じて秘密に関わる要素の内部統制及びコンプライアンス管理を強化し、商業秘密侵害の行為を予防及び制止することを奨励する。事業者が商業秘密保護形式を新規創造し、認証、証拠保全等の方式を通じて商業秘密保護を強化することを奨励する。

業界組織は、業界の自律を強化し、当該業界の商業秘密保護規範、コンプライアンス指針の制定等の方式を通じて、当該業界の事業者の法による競争を手引き及び規範化し、市場競争秩序を維持保護しなければならない。

第5条 本規定において「商業秘密」とは、公知になっておらず、商業的価値を有し、かつ、権利者によって相応の秘密保持措置が講じられた技術情報、経営情報等の商業情報をいう。

技術と関係のある構造、原料、配合処方、材料、試料、型、製法、方法、データ、アルゴリズム、コンピュータプログラム、コード等の情報は、第1項にいう技術情報に該当する。

経営活動と関係のあるアイデア、管理、販売、財務、計画、サンプル、顧客情報、データ等の情報は、第1項にいう経営情報に該当する。このうち、顧客情報には、顧客の名称（氏名）、住所、連絡先及び取引に係る慣行、意向、内容等の情報が含まれる。

第6条 本規定において「公知でない」とは、商業秘密侵害の嫌疑のある行為の発生時点において、関係する商業情報はその属する分野の関係者によって広く知られているもの及び容易に得られるものでないことをいう。

次の各号に掲げるときは、関係する商業情報が公知であるものに該当する。

- (一) 当該情報がその属する分野において一般常識又は業界慣行に該当するとき。
- (二) 当該情報が製品の寸法、構造、材料又は部材の簡単な組合せ等の内容にのみ関わり、その属する分野の関係者が上市された製品を見れば直ちに得ることができるものであるとき。
- (三) 当該情報が既に公開出版物又はその他のメディアにおいて公開・開示されているとき。
- (四) 当該情報が既に公開の報告会、展覧等の方式を通じて公開されているとき。
- (五) その属する分野の関係者がその他の公開のルートから当該情報を得ることができるとき。

公知である関係する商業情報について整理、改善又は加工を行った後に新情報が形成され、これが第1項の規定に適合する場合には、公知でないものに該当する。

第7条 本規定において「商業的価値を有する」とは、商業情報が現実の又は潜在的な価値を有し、資産の増加、営業収入若しくは利潤の拡大、ユーザー数の拡大、コスト費用の低減、研究開発時間の短縮、取引機会の増加、営業上の信用若しくは商品の評判の向上等の商業的利益又は競争優位性を権利者にもたらすことができることをいう。

生産経営活動中に形成された段階的な成果又は失敗した実験データ、技術案等が第1項の規定に適合する場合には、商業的価値を有するものに該当する。

第8条 本規定において「権利者」とは、商業秘密所有者及び商業秘密所有者の許諾・授権を経た商業秘密の被許諾者・被授権者をいう。

第9条 本規定において「権利者によって相応の秘密保持措置が講じられた」とは、商業秘密の漏洩を防止するために、商業秘密及びその媒体の性質、商業秘密の商業的価値等の要素に見合う合理的な秘密保持措置を権利者が講じているこという。

次の各号に掲げることは、権利者が講ずる相応の秘密保持措置に該当する。

- (一) 秘密保持合意を締結し、又は契約中で秘密保持義務を約定すること。
- (二) 商業秘密に接触し、又はこれを入手することができる従業員、元従業員、サプライヤ、顧客、来訪者等に対して、規則・制度の確立、研修の展開、書面告知等の方式を通じ秘密保持を要求すること。
- (三) 秘密に関わる工場建物、生産現場、実験室、事務所等の生産経営場所への立ち入りを禁止若しくは制限し、又はそれらに対し区分管理を行うこと。
- (四) テレワーク、クロスボーダー協力等のシーンに対して、権限の階層化、データマスキング、操作ログ・証跡等の技術的な秘密保持措置を講ずること。
- (五) 標記、分類、分離、暗号化、封印保存、商業秘密及びその媒体に接触し、又はこれを入手することができる人員の範囲の制限等の方式をもって、商業秘密及びその媒体に対して区分管理を行うこと。

- (六) 商業秘密に接触し、又はこれを入手することができるコンピュータ設備、ネットワーク設備、記憶装置等に対して、使用、アクセス、保存、複製等の禁止又は制限措置を講ずること。
- (七) 自身が接触又は入手した商業秘密及びその媒体の届け出、返還、消去及び廃棄、並びに秘密保持義務を引き続き負うことを離職従業員に要求すること。
- (八) その他の合理的な秘密保持措置を講ずること。

第10条 事業者は、窃盗、賄賂、詐欺、強迫、電子的侵入又はその他の不正手段をもって権利者の商業秘密を入手してはならない。

次の各号に掲げることは、本規定にいう「不正手段」に該当する。

- (一) 授權を経ずに、又は授權範囲を逸脱して、権利者によるコントロール下にあり、商業秘密が含まれ、又はその中から商業秘密を推知することができる文書、物品、材料、原料等の媒体に対し無断で接触、占有又は複製をすること。
- (二) 財物又はその他の財産上の利益の提供、身体的脅迫等の方式を通じ、権利者の従業員、元従業員又はその他の単位・個人に対して贈賄、強迫又は欺罔をし、自身のために商業秘密を入手させること。
- (三) 授權を経ずに、若しくは授權範囲を逸脱して、権利者のデジタルオフィスシステム、サーバー、メールボックス、クラウドストレージ、アプリケーションアカウント等に無断でログインし、又は悪意のあるプログラムの設置、脆弱性攻撃等の技術的手段を通じて商業秘密を入手すること。
- (四) 授權を経ずに、授權範囲を逸脱して、又は授權期間が満了した後に、商業秘密を無断でダウンロードし、又は権利者のコントロールを受けない電子メールボックス、クラウドストレージ等のネットワークストレージ空間若しくは電子設備に伝送すること。
- (五) その他権利者の商業秘密を入手する不正手段

第11条 事業者は、不正手段をもって入手した権利者の商業秘密を開示若しくは使用し、又はその使用を他人に許可してはならない。

本規定において「開示」とは、商業秘密を権利者以外の第三者に漏洩し、又は商業秘密を広く公にして、関連公衆に広く知られ、若しくは容易に得られるようにすることをいう。

本規定において「使用」とは、商業秘密をそのまま使用し、若しくは商業秘密に対して修正若しくは改善を行った後に使用し、又は関係する生産経営活動を商業秘密に基づいて調整若しくは改善することをいう。

第12条 事業者は、秘密保持義務に違反し、又は商業秘密の保持に関する権利者の要求に違反して、自身が把握した商業秘密を開示若しくは使用し、又はその使用を他人に許可してはならない。

秘密保持義務又は商業秘密の保持に関する権利者の要求には、一般に、次の各号に掲げることが含まれる。

- (一) 労働契約、秘密保持契約、売買契約等の契約において商業秘密の保持を約定すること。
- (二) 契約による約定はないものの、契約の性質、目的及び取引慣行、商業道徳等に基づき、信義誠実の原則に従って、商業秘密を保持する義務を負うこと。

- (三) 商業秘密を知る、関係する主体に対して権利者が秘密保持を要求すること。関係する主体には、契約関係を通じて当該商業秘密を知り、及び研究開発、生産、検査、認証等の活動への関与を通じて当該商業秘密を知る主体が含まれるが、これらに限られない。
- (四) 契約による約定はないものの、規則・制度又は合理的な秘密保持措置を通じて、権利者が従業員、元従業員、提携先等に対し商業秘密の保持を明確に要求すること。
- (五) その他、秘密保持義務を負うこと又は権利者が商業秘密の保持に関する要求を提起すること。

第13条 事業者は、他人を教唆、誘引又は幫助して、秘密保持義務に違反し、又は商業秘密の保持に関する権利者の要求に違反して権利者の商業秘密を入手、開示若しくは使用させ、又はその使用を他人に許可させてはならない。

次の各号に掲げることは、商業秘密を侵害するよう他人を教唆、誘引又は幫助する行為に該当する。

- (一) 商業秘密を侵害するよう、明示的又は暗示的な方式をもって、他人を煽動又は指図すること。
- (二) 商業秘密を侵害するよう、明示的又は暗示的な方式をもって、物質的報酬又は職位に係る約束等の非物質的報酬を通じ、他人を誘導すること。
- (三) 他人が商業秘密を侵害していることを明らかに知り、又は知るべきでありながら、なおその者のために資金、技術、設備等の便宜を供与すること。
- (四) その他商業秘密を侵害するよう他人を教唆、誘引又は幫助する行為

第14条 事業者以外のその他の自然人、法人及び非法人組織が本規定第10条ないし第13条に定める違法行為を実施した場合には、商業秘密を侵害したものとみなす。

第三者は、商業秘密権利者の従業員、元従業員、提携先又はその他の単位若しくは個人が本規定第10条ないし第13条に定める違法行為を実施していることを明らかに知り、又は知るべきでありながら、なお当該商業秘密を入手、開示若しくは使用し、又はその使用を他人に許可した場合には、商業秘密を侵害したものとみなす。

第三者が明らかに知り、又は知るべきであったか否かを判断する場合には、関係する商業情報の秘密保持の程度、入手ルート及び方式の合理性、取引価格、第三者と商業秘密権利者との関係、業界慣行等の要素を総合的に考慮しなければならない。

第15条 次の各号に掲げる行為は、一般に、商業秘密を侵害する行為に該当しない。

- (一) 独自に発見し、又は自ら研究開発すること。
- (二) 公開のルートから取得した製品に対して分解、測定・図面化、分析等を行って当該製品の関係技術情報を得ること。
- (三) 商業秘密権利者の元従業員が業務中に蓄積した汎用的な知識、技能若しくは業界経験、又は公開のルートを通じて入手することができる業界情報を利用して業務を展開すること。
- (四) 違法犯罪行為の摘発、国家の安全及び社会公共の利益の維持保護等の必要に基づき、法により国家機関、行政職能を担う法定機構及びそれらの職員に商業秘密を開示すること。
- (五) その他商業秘密の侵害に該当しない行為

第16条 一切の組織及び個人が商業秘密侵害の行為に対して社会的監督を行うことを奨励、支持及び保護する。市場監督管理部門は、通報者並びに商業秘密侵害行為の調査・処分に協力する組織及び個人の情報に対して秘密保持をしなければならない。

第17条 権利者は、自身の商業秘密が侵害を受けたと判断した場合には、市場監督管理部門に通報することができる。

権利者は、通報する場合には、その商業情報が商業秘密に該当するという一応の証拠資料及び当該商業秘密が侵害されたという嫌疑にかかわる具体的な端緒を提供し、かつ、通報内容の真実性に対して責任を負わなければならない。市場監督管理部門は、業務の必要に応じ、通報資料を補充するよう通報者に要求することができる。

いかなる組織及び個人も、商業秘密侵害の事実を捏造して他人を罪に陥れ、及び恐喝を実施してはならず、通報の権利を濫用して市場競争秩序及び市場監督管理秩序を乱してはならない。

第18条 権利者の商業情報が商業秘密に該当するという一応の証拠資料には、一般に、次の各号に掲げる内容が含まれる。

- (一) 商業情報の形成過程及び形成日時
- (二) 商業情報が公知でないものであり、又は本規定第6条第2項に定めるものに該当しないものであること。
- (三) 商業情報の商業的価値
- (四) 権利者が当該商業情報に対して講じている秘密保持措置
- (五) その他権利者の商業情報が商業秘密に該当することを証明することができる証拠資料

次の各号に掲げる端緒は、一般に、商業秘密が侵害されたという嫌疑にかかわる具体的な端緒とすることができる。

- (一) 商業秘密侵害の嫌疑のある者（以下、権利侵害者という。）が商業秘密を入手するルート又は機会を有することを示す端緒
- (二) 商業秘密の秘密保持措置が被疑権利侵害者により不正手段をもって破壊されたことを示す端緒
- (三) 商業秘密が被疑権利侵害者により既に実際に入手されていることを示す端緒
- (四) 商業秘密が被疑権利侵害者により既に開示若しくは使用され、又は開示若しくは使用されるリスクがあることを示す端緒
- (五) その他商業秘密が被疑権利侵害者により侵害されていることを示す端緒

第19条 市場監督管理部門は、通報の端緒を受領した後、法により審査を行い、かつ、立件するか否かを決定しなければならない。

審査の結果、次の各号に掲げる条件に適合する場合には、立件しなければならない。

- (一) 商業秘密侵害の行為が存在することを疎明する証拠があり、かつ、法により行政処罰を与えなければならないとき。
- (二) 当該部門の管轄に属するとき。
- (三) 行政処罰を与える法定期限内であるとき。

第20条 被疑権利侵害者、利害関係人並びにその他の関係する単位及び個人は、市場監督管理部門に対し、関係する資料又は状況をありのままに提供しなければならない。

被疑権利侵害者が使用する情報と権利者が主張する商業秘密とが実質的に同一であり、

かつ、商業秘密を入手する条件を被疑権利侵害者が有していることを証明する証拠がある場合には、市場監督管理部門は、被疑権利侵害者に商業秘密侵害の行為が存在すると認定することができる。但し、被疑権利侵害者が使用する情報が適法に得られ、又は使用されているものであることを証明する証拠がある場合を除く。

第21条 市場監督管理部門及びその職員は、調査の過程で知り得た商業秘密に対し法により秘密保持義務を負い、権利者の商業秘密を違法に開示若しくは使用し、又はその使用を他人に許可してはならない。

市場監督管理部門は、行政処罰決定を法により公開する場合には、商業秘密に関わる内容を公開してはならない。

第22条 権利者及び被疑権利侵害者は、法定の資質を有する鑑定機構に委託して、権利者の情報が公知であるか否か、被疑権利侵害者が使用する情報と権利者の情報とが実質的に同一であるか否か等の専門的な事項に対して鑑定を行わせ、又は専門知識を有する者に委託して、上記事項に対し専門的意見を作成させ、かつ、関係する鑑定結果又は専門的意見を市場監督管理部門に提出することができる。

第23条 市場監督管理部門は、商業秘密侵害の嫌疑のある行為を調査する場合には、次の各号に掲げる措置を講ずることができる。

- (一) 商業秘密侵害の嫌疑のある行為に係る経営場所に立ち入って検査を行うこと。
- (二) 調査を受ける被疑権利侵害者、利害関係人並びにその他の関係する単位及び個人に質問し、関係状況の説明又は調査対象行為と関係のあるその他の資料の提供を要求すること。
- (三) 商業秘密侵害の嫌疑のある行為と関係のある合意書、帳簿、伝票、文書、記録、商業通信文及びその他の資料を照会及び複製すること。
- (四) 商業秘密侵害の嫌疑のある行為と関係のある財物を封印し、又は差し押さえること。
- (五) 商業秘密侵害の嫌疑のある行為に係る事業者の銀行口座を照会すること。

第1項に定める措置を講ずる場合には、市場監督管理部門の主要責任者に対して書面報告し、かつ、認可を経なければならない。第1項第四号又は第五号に定める措置を講ずる場合には、区を設置した市級以上の市場監督管理部門の主要責任者に対して書面報告し、かつ、認可を経なければならない。

市場監督管理部門及びその職員は、法により調査を展開し、又は調査への協力を要求する場合には、事業者の正常な生産経営活動に対して影響が生じることを回避し、又は極力減らさなければならない。

第24条 本規定に違反して商業秘密を侵害した場合には、県級以上の市場監督管理部門が不正競争防止法第26条の規定により、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、10万元以上100万元以下の過料に処する。情状が重大である場合には、100万元以上500万元以下の過料に処する。

第25条 不正競争防止法第26条の規定により違法行為の停止を命じる場合には、違法行為の停止命令期間は、一般に、関係する商業情報が商業秘密を構成しなくなるまで持続しなければならない。

違法行為の停止を命じるということには、一般に、次のことが含まれる。

- (一) 権利者の商業秘密の使用を停止するよう権利侵害者に命じること。但し、権利者

が同意する場合を除く。

- (二) 商業秘密媒体の権利者への返還又は廃棄を権利侵害者に命じること。
- (三) 商業秘密が含まれている、権利を侵害する製品又は中間財を廃棄するよう権利侵害者に命じること。但し、買取り、売却等のその他の処理方式を講ずることに権利者が同意する場合を除く。
- (四) その入手した権利者の商業秘密を消去するよう権利侵害者に命じること。
- (五) その他権利者の商業秘密を侵害する行為を停止するよう命じること。

第 26 条 次の各号に掲げる場合は、不正競争防止法第 26 条にいう「情状が重大である場合」に該当する。

- (一) 権利者にもたらされる直接の損失額が比較的大きい場合
- (二) 権利者の生産経営活動に対して重大な悪影響をもたらしている場合
- (三) 国家の利益又は社会公共の利益に危害を及ぼしている場合
- (四) 2 年以内に商業秘密侵害により行政処罰を受けた後、商業秘密侵害行為を再度実施している場合
- (五) その他情状が重大である場合

第 27 条 本規定に違反し、犯罪の嫌疑がある場合には、法により司法機関に移送して刑事責任を追及する。

第 28 条 本規定にいう商業情報が国家秘密に該当する場合には、「中華人民共和国国家秘密保護法」の規定により保護を行う。

第 29 条 中華人民共和国国外において商業秘密侵害行為を実施し、国内の市場競争秩序を乱し、国内事業者の適法な権益を損なう場合には、不正競争防止法及び関係する法律の規定により処理する。

第 30 条 法律又は行政法規によりその他の部門が商業秘密侵害行為に対して監督・検査を行う旨が定められている場合には、当該定めにより執行する。

第 31 条 本規定は、2026 年 6 月 1 日から施行する。1995 年 11 月 23 日に旧国家工商行政管理局令第 41 号として公布された「商業秘密侵害行為を禁止することに関する若干の規定」は、同時に廃止する。

(法令原文名称：商业秘密保护规定)